

次の納税者に対し、地方税法第329条第1項に基づく書類を発送したが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業者等が不明のため送達できないので、下記のように指定し、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)第6条の規定に基づき公示する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月16日

東京都板橋区長 坂本 健

対象書類：地方税法第329条第1項に基づく書類（令和8年度第1期（普通徴収分））
送達する書類の保管場所 東京都板橋区役所 総務部納税課

No	氏名(名称)	No	氏名(名称)
1	妻川 宵子	21	RAI BABILA
2	宮元 昭治	22	CHAI XINGYU
3	渡辺 伸	23	大野 拓真
4	小林 魁	24	山添 雅矢
5	長岡 眞	25	高橋 由路
6	金山 愛瞳	26	相島 武瑠
7	池上 宙	27	小瀧 友香
8	浦 隆裕	28	武井 彩歌
9	鈴木 雅己	29	NGUYEN THI KIEU ANH
10	井田倉 雅展	30	PHAM VAN HANG
11	夏坂 幸三	31	LI XINMEI 李 新梅
12	工藤 一博	32	鈴木 純史郎
13	WANG DANYE	33	藤井 隆太
14	荘野 耕平	34	GAO YANG
15	濱野 定明	35	福井 杏里
16	李 英昇	36	PATHAK SANDEEP
17	岩下 国弘	37	BOLDBAATAR NYAMAA
18	梅野 聡	38	DHURAL MAGAR NISHA
19	大垣 天星	39	荒川 颯弥
20	CAMACHO KYRIE GEAN KAPA	40	HUANG TAO

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

次の納税者に対し、地方税法第329条第1項に基づく書類を発送したが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業者等が不明のため送達できないので、下記のように指定し、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)第6条の規定に基づき公示する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月16日

東京都板橋区長 坂本 健

対象書類:地方税法第329条第1項に基づく書類(令和8年度過年2期(普通徴収分))
送達する書類の保管場所 東京都板橋区役所 総務部納税課

No	氏名(名称)
1	RAI BABILA
2	小林 拓斗
3	PHAM VAN HANG
4	DO PHUONG VY
5	HUMAGAIN ACHUT
6	福井 杏里
7	MAGALHAES LEITAO VICTOR
	以下余白

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。